

受診者様の権利

公益財団法人福井県予防医学協会では、受診者様の権利について、以下のとおり定めております。

安全で良質な健診を受ける権利

- ・ 正確な技術、知識に基づいて一人ひとりの健康増進に役立つ情報を提供します。
- ・ 疾病予防と早期発見に努めます。

自己決定と選択の権利

- ・ 健診内容について十分な説明を受け、検査内容・方法等を自己の意思で選択することができます。

知る権利

- ・ 健診の記録や情報・費用の内容等を知ることができます。

個人情報の守秘を求める権利

- ・ 健診中及び健診上得られた個人情報は、法的で正当な要請がある場合を除き保護され、守秘されます。

苦情の申し立てをする権利

- ・ 健診方針、受診中に疑問点や問題点等ありましたらお申し出ください。